

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年9月14日（令和3年（独個）諮問第68号）

答申日：令和4年7月19日（令和4年度（独個）答申第5012号）

事件名：本人に係る「延長通知3通において法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月15日付け3高障求発第155号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 本件開示請求文書は下記の七件である（本件開示請求書－1－1ないし7）。

（ア）文書A，文書B及び文書Cにおいて法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠

（イ）文書Dにおいて法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠

（ウ）文書Dにおいて延長期限が4月5日と書かれているにも関わらず文書Eの作成日が4月8日である事由及び根拠

（エ）特定施設長（中略）が虚偽有印公文書（特定文書）を作成する際に特定職員（中略）及び特定機関に確認した事を裏付ける法人文書

（オ）特定施設長が虚偽有印公文書（特定文書）を作成する際に特定役職に報告した事を裏付ける法人文書

（カ）特定職員（中略）が開示請求者に行った虐待について特定役職が確認した事を裏付ける法人文書

- (キ) 特定施設長が作成した虚偽有印公文書（特定文書）及び特定職員（中略）が作成した虚偽障害者台帳（虚偽職業評価を含む）が虚偽公文書ではないと言える事由及び根拠
- イ （中略）本件情報提供書において「本件開示請求文書七件は不存在である」と答えている。また（中略）同書において「項目1ないし3の期限の延長につきましては、「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（中略）に基づき処理しています。」と答えているが本件開示請求書-1-1ないし3に書いているとおり（中略）法定上限である30日間を超えて延長期限を定めているのでそれは違法である。従って「「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（中略）に基づき処理しています。」という強弁は明らかに嘘である。
- ウ 前述イのとおり（中略）「本件開示請求文書七件は不存在である」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないのでこれは行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前に同じ指弾を行っているが（中略）今回もそれを無視して答えず逃げている（中略）。（中略）総務省情報公開・個人情報保護審査会による答申（資料6）をないがしろにして無視している証拠と言える。
- エ また自らが法人文書に書いている内容を事後的に検証できないことは公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している。同法4条において法人文書は「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定められているにも関わらず（中略）記載内容の事由及び根拠を答えることができず明らかに同法に違反している。もっとも（中略）答えられない事由は法人文書に嘘を書いているからである。都合の悪い事実を隠蔽するために法人文書に嘘を書いているのでその事由及び根拠を問い質されても答えられる訳がない。
- オ ただし本件開示請求文書はいずれも法人文書に書かれている内容を問い質しているので当該法人文書に係る決裁文書が存在するはずである。従って当該決裁文書を本件開示請求文書として開示しろ。当該決裁文書が開示されれば誰が起案したのか、誰が決裁したのか、いかなる判断がなされたのか等が明らかにされる。（中略）
- 別表のとおり。
- カ 最後に本件延長通知書が法的に無効であることについても論述しておく。本件延長通知書の作成日は5月17日であり延長期限は6月2

8日と書かれている。しかし法19条2項において「期間を三十日以内に限り延長することができる。」と定められているので30日間を超過している6月28日という延長期限は違法でありそれ故に本件延長通知書は法的に無効である。(中略)

キ 以上のとおり原処分は違法であるので取り消されなければならない。
(以下略)

(2) 意見書

本件理由説明書(下記第3)を下記のとおり論駁する。

ア 「原処分維持」は不相当でありその根拠は後述するとおりである。

イ 「受付日」が書かれているが審査請求人は不知である。

ウ 「13条1項」と書かれているが他に「12条1項」もある。

エ 「不存在である旨等」と書かれているが行政手続法8条1項における趣旨に基づく不存在理由は情報提供されていない。すなわちなぜ不存在であるのかについて情報提供されておらず当該趣旨に反しているので明らかに失当である。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(中略)今回もそれを無視している(中略)。

オ 「期日」と書かれているが正しくは「期限」である。

カ ないしコ (略)

サ 「受付を行った日」と書かれているが審査請求人は不知である。何月何日に「受付を行った」という情報を審査請求人に提供しなければ当然審査請求人はそれを知り得ない(前述イ)。

シ 「基づき」と書かれているがこれは明らかに嘘である。すなわち(中略)資料21に基づいて延長手続きを行っていない。まず延長期間であるが(中略)無条件に「30日間」を延長して当初から「60日以内」(後述ソ)と設定しているが資料21において延長期間は「必要最小限の日数とする。」と定められているので無条件に「30日間」を延長することは資料21に違反している。次いで資料21において延長せざるを得ない「理由」を「記載する。」と定められているが(中略)「文書Aないし文書C」(前述カ, 資料16)及び「文書D」(前述カ, 資料17)においてそれを一度も記載していないのでこれも資料21に違反している。従ってこれ等により(中略)資料21に基づいて延長手続きを行っていないと断定される。なお「文書Aないし文書C」(前述カ, 資料16)の作成日は3月31日であるのでその30日後は4月30日であるにも関わらず延長期限は5月6日と書かれておりそれが30日間を超過していることは一目瞭然である。また「文書D」(前述カ, 資料17)の作成日は2月25日であるのでその30日後は3月27日であるにも関わらず延長期限は4月

5日と書かれておりそれが30日間を超過していることも一目瞭然である。

ス 「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えておらず行政手続法8条1項における趣旨に反しているので明らかに失当である(前述エ)。一方で「文書Aないし文書C」(前述カ, 資料16)及び「文書D」(前述カ, 資料17)に係る原議書(決裁文書)は存在しているはずであるので本件開示請求文書としてそれ等を開示しろ。原議書(決裁文書)であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである(上記(1)エ及びオ)。

セ (略)

ソ 「60日以内」と書かれているが「文書D」(前述カ, 資料17)に書かれている延長期限は4月5日であるにも関わらず「文書E」(前述セ, 資料17)が作成された日にちは4月8日であるので延長期限を過ぎてから作成されたことは一目瞭然である。なお本来の延長期限は前述シのとおり3月27日である。従って「文書E」(前述セ, 資料17)は法19条1項に違反しているので法的に無効である。なお「通知後に、当該開示請求書の補正を求めており、補正に要した日数を除外」と書かれているがそれが適用されるのは当初の30日以内であり法19条1項に定められているとおりである。(中略)補正依頼を行う前に「文書D」(前述カ, 資料17)を作成しているのもそれ以後の「補正に要した日数を除外」することはできない。そもそも(中略)法19条1項において事務処理期間が30日以内と定められているにも関わらずその期間に何もせずに「文書D」(前述カ, 資料17)を作成していること自体が不作為に当たる。なぜ何もせずに事務処理期間だけを延長するのか?法定されている30日間に何もしていないのか?そうであれば最初から法19条1項を遵守する意思がなかったと考えられる。そして事務処理期間を延長しても前述したとおり「文書E」(前述セ, 資料17)は延長期限を過ぎてから作成されている始末であり当初の30日間(法19条1項)も延長した30日間(法19条2項)も最初から遵守する意思がなかったと考えられる(中略)。また「基づき」と書かれているがこれは明らかに嘘である。すなわち(中略)資料21に基づいて延長手続きを行っていない。まず延長期間であるが(中略)無条件に「30日間」を延長して当初から「60日以内」と設定しているが資料21において延長期間は「必要最小限の日数とする。」と定められているので無条件に「30日間」を延長することは資料21に違反している。次いで資料21において延長せざるを得ない「理由」を「記載する。」と定められているが

(中略)「文書D」(前述カ, 資料17)においてそれを記載していないのでこれも資料21に違反している。従ってこれ等により(中略)資料21に基づいて延長手続きを行っていないと断定される。なお「文書D」(前述カ, 資料17)の作成日は2月25日であるのでその30日後は3月27日であるにも関わらず延長期限は4月5日と書かれておりそれが30日間を超過していることは一目瞭然である(前述シ)。

タ 「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えておらず行政手続法8条1項における趣旨に反しているので明らかに失当である(前述エ)。一方で「文書D」(前述カ, 資料17)及び「文書E」(前述セ, 資料17)に係る原議書(決裁文書)は存在しているはずであるので本件開示請求文書としてそれ等を開示しろ。原議書(決裁文書)であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである(上記(1)エ及びオ)。

チ及びツ (略)

テ 「特定文書(補註: 前述キ)の案文は確認できた」と書かれているが資料22において「当該文書(補註: 資料18)の存在を確認することができません。」と書かれているのでそれと矛盾している。(中略)

ト 「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えておらず行政手続法8条1項における趣旨に反しているので明らかに失当である(前述エ)。一方で「別紙の4及び5」(資料2及び3)に係る原議書(決裁文書)は存在しているはずであるので本件開示請求文書としてそれ等を開示しろ。原議書(決裁文書)であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである(上記(1)エ及びオ)。そもそも(中略)資料7において「警察より問い合わせがあった際には、積極的に協力いたします」と書いているので本件開示請求文書が存在しないことは極めて不自然である。警察から問い合わせを受けた際に「事実確認したがそれを裏付けられる法人文書は何一つ存在しない」と答えるのか? 跡付け検証できる法人文書が何一つ存在しないにも関わらずなぜ「事実確認」したと言えるのか? そもそも最初から何一つ確認せずに「確認した」(資料2)という嘘を吐いていただけではないのか? (中略)資料8及び9からもそれを読み取ることができる。

ナ及びニ (略)

ヌ 「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えて

おらず行政手続法 8 条 1 項における趣旨に反しているので明らかに失当である（前述エ）。一方で「別紙の 6」（資料 4）に係る原議書（決裁文書）は存在しているはずであるので本件開示請求文書としてそれ等を開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである（上記（1）エ及びオ）。そもそも（中略）資料 7 において「警察より問い合わせがあった際には、積極的に協力いたします」と書いているので本件開示請求文書が存在しないことは極めて不自然である。警察から問い合わせを受けた際に「事実確認したがそれを裏付けられる法人文書は何一つ存在しない」と答えるのか？跡付け検証できる法人文書が何一つ存在しないにも関わらずなぜ「事実確認」したと言えるのか？そもそも最初から何一つ確認せずに「確認した」（資料 4）という嘘を吐いていただけではないのか？（中略）資料 8 及び 9 からそれを読み取ることができる。

ネ （中略）また「虚偽公文書」と書かれているが諮問庁が作成した文書は広義には公文書であるが細分類上は法人文書であることを補記しておく（公文書等の管理に関する法律 2 条 8 項 2 号）。

ノ 「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えておらず行政手続法 8 条 1 項における趣旨に反しているので明らかに失当である（前述エ）。一方で「別紙の 7」（資料 5）に係る原議書（決裁文書）は存在しているはずであるので本件開示請求文書としてそれ等を開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである（上記（1）エ及びオ）。そもそも（中略）資料 5 において「開示請求された文書は、虚偽文書ではありません。」と書いておりまた資料 7 において「警察より問い合わせがあった際には、積極的に協力いたします」と書いているので本件開示請求文書が存在しないことは極めて不自然である。「虚偽文書ではありません。」（資料 5）と書いているにも関わらずなぜそれを裏付けられる根拠（本件開示請求文書）が存在しないのか？根拠（本件開示請求文書）が存在しないにも関わらずなぜ「虚偽文書ではありません。」（資料 5）と言えるのか？警察から問い合わせを受けた際に「事実確認したがそれを裏付けられる法人文書は何一つ存在しない」と答えるのか？跡付け検証できる法人文書が何一つ存在しないにも関わらずなぜ「事実確認」したと言えるのか、更になぜ「虚偽文書ではありません。」（資料 5）と言えるのか？そもそも最初から何一つ確認せずに「確認した」（資料 2）という嘘を吐

いていただけではないのか？（中略）資料 8 及び 9 からそれを読み取ることができる。

ハ （中略）「虚偽公文書ではないといえる根拠等」について「不存在」と答えているが資料 2 3 において「事実を踏まえた内容であると認識している。」（資料 2 3 - 1 6 及び 1 7 行目）「虚偽ではないと判断している。」（資料 2 3 - 2 4 行目）と書かれているのでそれと矛盾している。「虚偽公文書ではないといえる根拠等」が「不存在」であるにも関わらずなぜ「事実を踏まえた内容であると認識している。」（資料 2 3 - 1 6 及び 1 7 行目）「虚偽ではないと判断している。」（資料 2 3 - 2 4 行目）と言えるのか？（中略）

ヒ 前述ハのとおり（中略）資料 2 3 において「事実を踏まえた内容であると認識している。」（資料 2 3 - 1 6 及び 1 7 行目）「虚偽ではないと判断している。」（資料 2 3 - 2 4 行目）という嘘を書いているがこれが嘘である根拠はまず資料 1 2 ないし 1 5 であるがそれ等以外に資料 2 4 及び 2 5 も存在する。すなわち資料 2 4 - 1（1）において「虚偽公文書作成罪（刑法 1 5 6 条）及び行使罪（同法 1 5 8 条 1 項）に当たらない根拠は存在しない」と（中略）自ら認めているのである。（中略）

フ 「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えておらず行政手続法 8 条 1 項における趣旨に反しているので明らかに失当である（前述エ）。一方で前述したとおり各原議書（決裁文書）は存在しているはずであるので本件開示請求文書としてそれ等を開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずである（上記（1）エ及びオ）。

ヘ 「原処分」は違法かつ失当であり取り消されなければならないその根拠は前述したとおりである。

（以下略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和 3 年 4 月 1 6 日付け（受付日同月 2 8 日）審査請求人から法 1 3 条 1 項の規定に基づく別紙に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示請求があり、本件対象保有個人情報を含む法人文書が不存在である旨等の情報提供を行った。審査請求人から期日までに取り消しの申出がなかったため、開示請求手数料の納付依頼を行った上で、開示をしない旨の決定を行った。

別紙の 1 にある「文書 A ないし文書 C」及び別紙の 2, 3 にある「文書

D」とは、審査請求人が過去に行ったそれぞれ別件の開示請求に対して、開示決定等の期限の延長を通知した文書である。別紙の4、5及び7にある「特定文書」とは、審査請求人からの特定施設に対する疑義に回答した文書である。また、別紙の7にある「障害者台帳」とは、審査請求人に関する個人情報が集約された文書である。

別紙の1及び2は、「文書Aないし文書C」及び「文書D」において通知された延長後の期限が、法定の期限である30日を超えているとして、上限を超えて延長している事由及び根拠を示す保有個人情報と解する。開示決定等の期限の延長については、機構は「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき期間計算を行っているが、当該期間計算は、個人情報保護窓口において受付を行った日の翌日から起算しており、その期間の末日が機構の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとしている。なお、補正に要した日数は算入しないこととしている。

「文書Aないし文書C」及び「文書D」に係る延長後の期限は、末日が機構の休日に当たっていたため、その翌日を期限として通知したものである。機構は、要領に基づき法定期限の範囲において延長を行っており、審査請求人が求める保有個人情報は存在せず、不存在としたものである。

別紙の3は、「文書D」で示した延長後の期限を超えて、「文書E」が作成されている事由及び根拠を示す保有個人情報と解する。これについては、「文書D」の通知後に、当該開示請求書の補正を求めており、補正に要した日数を除外したうえで、60日以内に「文書E」を作成している。機構は、要領に基づき法定期限の範囲において延長及び開示決定を行っており、審査請求人が求める保有個人情報は存在せず、不存在としたものである。

別紙の4は、特定文書を作成する際に、特定職員及び特定機関に対する事実確認の内容を記した保有個人情報と解する。また、別紙の5は、特定文書を作成する際に、特定施設長が特定役職に対して報告した内容を記した保有個人情報と解する。

それぞれの保有個人情報について、特定文書の作成に関する文書を確認したところ、特定文書の案文は確認できたものの、別紙の4及び5の保有個人情報の存在が認められなかったことから不存在としたものである。

別紙の6は、過去、審査請求人が機構に対して、特定職員が虐待を行ったとする訴えに対し、特定課が回答した電子メールの内容について、特定役職が特定施設長に対して行った事実確認の内容を記した保有個人情報と解する。これについては、事実確認を行った内容を記した記録等の存在が確認できないことから不存在としたものである。

別紙の7は、特定文書及び特定職員が作成した障害者台帳が虚偽公文書

ではないといえる根拠等を記した保有個人情報と解する。特定文書の作成に関する文書及び障害者台帳を確認したところ、審査請求人の求める保有個人情報は存在せず、不存在としたものである。

以上のことから、本件対象保有個人情報が不存在として、法18条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年9月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年6月10日 審議
- ⑤ 同年7月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件対象保有個人情報について、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）オ）及び意見書（同（2）ス、タ、ト、ヌ、ノ及びフ）において、文書Aないし文書E、特定日付けメール、特定文書及び障害者台帳に係る決裁文書を特定して開示するよう主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 文書Aないし文書Dに係る決裁文書

理由説明書（上記第3）のとおり、「文書Aないし文書C」及び「文書D」はいずれも要領に基づき延長通知したものであり、同文書の各決裁文書においては、上限を超えて延長している事由及び根拠は記載されていないことから、本件対象保有個人情報に当たらない。

イ 文書Eに係る決裁文書

理由説明書（上記第3）のとおり、「文書E」は要領に基づき決定したものであり、同文書の決裁文書においては、期限を超えて決定している事由及び根拠は記載されていないことから、本件対象保有個人情報に当たらない。

ウ 特定日付けメールに係る決裁文書

当該メールの発出に当たっては、決裁を取っておらず、したがって、

特定日付けメールに係る決裁文書は保有していない。

エ 特定文書に係る決裁文書等

特定文書の決裁文書を確認したところ、特定文書の作成に当たって、特定職員及び特定機関に確認したことを裏付ける内容、特定施設長が特定役職に対し報告したことを裏付ける内容及び特定文書が虚偽公文書ではないといえる事由及び根拠は記載されていないことから、本件対象保有個人情報に当たらない。

また、特定文書は、特定職員及び特定機関に確認をした内容を踏まえ作成したものであるが、具体的な日時等を確認した内容の記録や特定施設長が特定役職に対し報告した文書は、存在が確認できないことから、審査請求人の求める保有個人情報は存在せず、不存在としたものである。

オ 障害者台帳に係る決裁文書等

障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、同台帳が虚偽公文書ではないといえる根拠等を記載した決裁文書等は作成していない。同台帳の作成に当たって、関係機関からケース会議等口頭による情報提供を受けた場合には、職員は口頭によるやり取りについて一時的に記録をとることもあるが、この一時的な記録は、1年以上の保存期間を有する法人文書に該当しないため、同台帳に内容を記載した後は廃棄している。したがって、審査請求人の求める保有個人情報は存在せず、不存在としたものである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）ウ）及び意見書（同（2）エ、ス、タ、ト、ヌ、ノ及びフ）において、原処分における理由の提示について、行政手続法8条1項の規定又はその趣旨に違反し、原処分を取り消す必要がある旨主張する。

当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る不開示決定通知書の写しを確認したところ、不開示の理由として「開示請求のあった保有個人情報を含む法人文書が不存在であるため」とのみ記載されていることが認められる。

一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定を行う際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初

から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められることからすれば、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、この点に留意すべきとはいえるものの、本件開示請求に係る諸経緯等に鑑みれば、これを取り消さなければならないほどの違法があるとまでは認め難い。

また、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分における保有個人情報不開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄には、「(中略)外 計7件」と、開示請求書の記載の一部を要約したとみられる保有個人情報の名称及び開示請求された保有個人情報の件数とみられる数字のみが記載され、その余の開示請求された保有個人情報の名称等の記載は省略されており、原処分でどの開示請求に係る保有個人情報が不存在であるとして不開示としたのかが明確に示されているとはいえない。

本来、不存在に係る不開示決定通知書には、当該不存在に係る開示請求された保有個人情報の名称等を具体的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応されたい。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報）

- 1 文書Aないし文書Cにおいて法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠
- 2 文書Dにおいて法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠
- 3 文書Dにおいて示された期限を超えて文書Eが作成されている事由及び根拠
- 4 特定文書を作成する際に特定職員及び特定機関に確認したことを裏付ける法人文書
- 5 特定文書を作成する際に特定施設長が特定役職に対し報告したことを裏付ける法人文書
- 6 特定職員が開示請求者に対して行った虐待について特定役職が確認したことを裏付ける法人文書
- 7 特定文書及び特定職員が作成した障害者台帳が虚偽公文書ではないといえる事由及び根拠を記す法人文書

別表

本件開示請求文書（前述ア）	<p>決裁文書</p> <p>特定した上で本件開示請求文書として開示しろ。</p>
（ア）文書A，文書B及び文書Cにおいて法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠	文書A，文書B及び文書Cに係る決裁文書
（イ）文書Dにおいて法定されている上限を超えて期限を延長している事由及び根拠	文書Dに係る決裁文書
（ウ）文書Dにおいて延長期限が4月5日と書かれているにも関わらず文書Eの作成日が4月8日である事由及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・文書Dに係る決裁文書 ・文書Eに係る決裁文書
（エ）特定施設長（中略）が虚偽有印公文書（特定文書）を作成する際に特定職員（中略）及び特定機関に確認した事を裏付ける法人文書	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2に係る決裁文書 ・虚偽有印公文書（特定文書）に係る決裁文書 <p>補記</p> <p>（中略）「特定機関に確認した」と強弁しているが当の特定機関は資料8及び9において「確認されていない」と証言しているので（中略）強弁が嘘であると断定される。また資料10及び11においても「確認を裏付ける法人文書は存在しない」と認めているので（中略）強弁がやはり嘘であると断定される。</p>
（オ）特定施設長が虚偽有印公文書（特定文書）を作成する際に特定役職に報告した事を裏付ける法人文書	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3に係る決裁文書 ・虚偽有印公文書（特定文書）に係る決裁文書
（カ）特定職員（中略）が開示請求者に行った虐待について特定役職が確認した事を裏付ける法人文書	<p>資料4に係る決裁文書</p> <p>補記</p> <p>資料10においても「確認を裏付ける法人文書は存在しない」と認めているので（中略）「確認した」という強弁が嘘であると断定される。</p>
（キ）特定施設長が作成した虚偽有	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5に係る決裁文書

<p>印公文書（特定文書）及び特定職員（中略）が作成した虚偽障害者台帳（虚偽職業評価を含む）が虚偽公文書ではないと言える事由及び根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽有印公文書（特定文書）に係る決裁文書 ・特定職員（中略）が作成した虚偽障害者台帳（虚偽職業評価を含む）に係る決裁文書 <p>補記 1</p> <p>資料 1 2 及び 1 3 においても特定施設長が作成した虚偽有印公文書（特定文書）及び特定職員（中略）が作成した虚偽障害者台帳（虚偽職業評価を含む）が虚偽公文書ではないと言える事由及び根拠は「存在しない」と認めているので両文書は虚偽公文書であり（中略）</p> <p>補記 2</p> <p>資料 1 4 においても「虚偽公文書である事を否定する根拠は存在しない」と認めておりまた資料 1 5 においても「虚偽公文書では無いと判断できる根拠は存在しない」と認めている（中略）。</p>
--	---